



英国下院 案内書

CONTACTS

連絡先

下院情報オフィス
(House of Commons Information Office)
London SW1A 2TT

電話 : +44 (0)20 - 7219 4272
ファックス : +44 (0)20 - 7219 5839
電子メール : hcinfo@parliament.uk

上院情報オフィス
(House of Lords Information Office)
London SW1A 0PW

電話 : +44 (0)20 - 7219 3107
ファックス : +44 (0)20 - 7219 0620
電子メール : hlinfo@parliament.uk

議会書店
(Parliamentary Bookshop)
12 Bridge Street
London SW1A 2JX

電話 : +44 (0)20 - 7219 3890
ファックス : +44 (0)20 - 7219 3866
電子メール : bookshop@parliament.uk

議会教育ユニット (教師、生徒向け)
(Parliamentary Education Unit)
House of Parliament
London SW1A 2TT

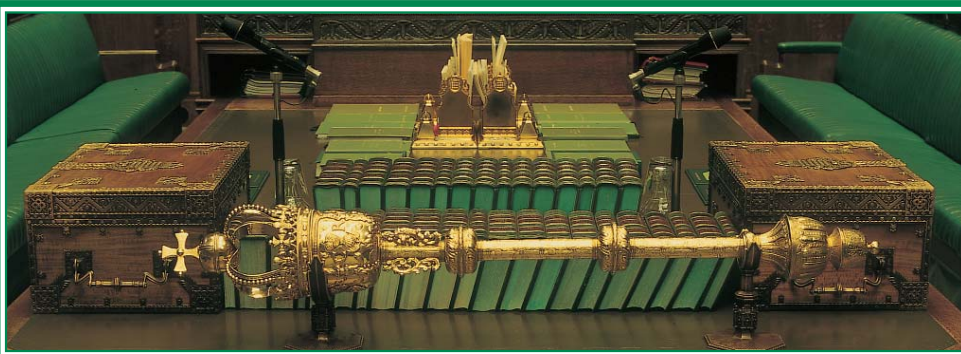
電話 : +44 (0)20 - 7219 2105
ファックス : +44 (0)20 - 7219 0818
電子メール : edunit@parliament.uk

政府出版局
(Stationery Office)

電話 : +44 (0)870 600 5522

議会ウェブ・サイト
Parliamentary web site:

<http://www.parliament.uk>





英国議会 下院議長からのご挨拶



下院を訪れた人々の中には、内部が予想よりも遥かに小さいことに驚かれる人が多くあります。確かに、議院の座席数は、国会議員数 659 に対し、側廊を含めてわずかに 437 しかありません。重要な討論や声明発表の最中に、議員席の近くに議員が立っているのが見られるのは、そのためです。しかし、このような議院の小ささと与野党が対峙する設計が、下院独特の討論、即ち、活発で力強い一方、親密感と打ちとけた雰囲気の中で交わされる討論に貢献していると私は考えております。ここでは、全議員が案件に関して自分自身の見解を自由に述べることができ、反対意見も率直に、時には熱を込めて表現されます。私達は、下院の迫力のある討論を高く評価しています。それは、我が国の民主主義的原則の反映であり、また、その原則を思い出させてくれるものです。

多くの職務は、議院からは離れた委員会で執行されます。議員は、各々の選挙区から上がってくる問題を取り上げるため、これらの職務の他にも対処すべきことが多くあります。時には議院内の議員数が、訪問者が予想する程多くないのは、このためです。

ここウエストミンスターで働かれる方も、短時間だけここを訪問される方も、英国国会の背後にある長い歴史を感じられることでしょう。上院、王権と下院から成る英国の議会制度は、過去 700 年にわたって発達してきました。ウエストミンスターには、9 世紀以上もの間宮殿があったのです。現在国会議事堂のある建物、ウエストミンスター宮殿は、今でも王宮に指定されています。現在の建物は、古い建造物の大半を破壊した 1834 年の大火災の後で建てられました。オーガスタス・ウエルビー・ノースモア・ピュージンの助力を得てチャールズ・バリーが設計した今のウエストミンスター宮殿は、実に壮大な建造物で、全世界に知れわたっています。第二次世界大戦中に破壊された後、1945 年から 1950 年にかけて再建されました。

この案内書が、英国国会の伝統を伝え、下院の中で進行する職務の雰囲気を伝えてくれることを願っております。

下院議長



下院 - 議員の職務

下院議員 (MP) には、様々な義務があり、それらに伴う活動は下院内と選挙区の両方の活動にまたがっています。



選挙区の利害を代表する議員は、毎週、各自の選挙区で過ごす時間を持ち、選挙区の問題に取り組みます。下院議院が、特定の問題について、対処方法の助言を与えたり、選挙区を代表して問題の管轄当局や担当大臣宛てに書簡をしたためる場合も多くあります。又、議員は、下院で地方の問題や個人の問題を様々な方法で取り上げることもできます。

立法

下院は、通常は政府によって、議案という形で議会に提出される新立方案を審査し、通過させます。平議員も議案を提出することができますが、これらの個別の立方案 (プライベート・メンバー・ビル) の討論に

割り当てられる時間は余りありません。法律は政府が単独で制定することは出来ません。新法は、下院と上院の承認を必要とします (但し、財政案については上院は関与できません)。議案は通常、両院を通過する中で修正が加えられ、必要とされる全段階を通過すると、議案は国会制定法となります。下院における議案の詳細な審査の大部分は、常任委員会で行われます。

政府監督の役割

下院の重要な役割は、政府の政策と行政を一般国民の審査にさらすことです。政府が行政を担当していますが、議会は政府に、それらについての説明を求めることができます。政府の閣僚が下院で供述する時は、野党議員側から、また、個々の議員の立場では与野党の立場を超えて全党の議員から、審問されます。議員は、また、下院で質問時間として与えられた時間内に大臣に直接質問することができます。閣僚に対しては、文書による質問もなされ、回答は議事の正式報告書の中に掲載され、刊行されます。

議案の推移：主要段階

第一読会	正式提案
第二読会	一般的原則についての討論
委員会	条項と修正案に対する詳細な審査 (通常は常任委員会。憲法その他の重要議案は下院で審査)
報告	委員会の改正案を検討、更なる修正追加の機会
第三読会	議案全体についての最終討論

大半の議案は議会の両院において同じ段階を通過し、一審査はいずれの院で開始しても良い一国王の合意が下賜される前に、最終案は両院で合意を得る必要があります。



下院の典型的な一日

下院は、議会の会期中は毎週月曜日から木曜日の四日間と、殆ど毎週、金曜日でも開かれます。

下院の職務は、議事通則によって詳細にいたるまで規定されています。政府が、その日に討論される議題やそれらの順序を決定しますが、野党と与党の平議員(バックベンチ議員)に、特定の時間や日が任せられる場合もあります。

下院の一日は祈祷で始められ、正式に取り上げられた(討論なしの)個別議事があれば、それから始められます。一日の主要な職務は以下のように進められます。

口頭質問

月曜日から木曜日まで、政府の関係省庁の大臣が質問に答えます。首相への質問時間は、毎週水曜日にもたれています。質問時間には、議長が議事日程表に従って、最初の質問者の名前を呼びます。質問内容は事に印刷されていますから、質問議員は、例えば「第一問」と言うだけです。当該省庁の大臣は、事前に準備してあった回答を読み上げます。その後、同議員は「補足的な」質問をすることが許されており、同じ大臣が再回答します。その後、残りの議員にも補足質問をする機会が与えられます。

関係声明

重要事項あるいは緊急事項は、緊急討論のために、質問時間の後で、下院に対する関係声明、非公式通知質問(PNQ – Private Notice Questions)又は申請の形で取り上げることが出来ます。通常、木曜日毎に、向こう1、2週間の下院の詳細な議事日程を記した議事内容が発表されます。

House of Commons
Tuesday 8th March 2005

Summary Agenda

11.30 a.m. Afterwards
Prayers.
Private Business (without debate).
Oral Questions to the Secretary of State for Transport.

12.30 p.m.
Oral Questions to the Chancellor of the Duchy of Lancaster and to the Minister for the Cabinet Office.

12.30 p.m. Afterwards
Urgent Questions, Ministerial Statements (if any).
Presentation of Bill (without debate).
Royal Marriages (Freedom of Religion)—Motion for leave to introduce a Bill under the Ten minute rule (Mr Edward Leigh) (for up to 20 minutes).
Road Safety Bill: Report Stage and Third Reading (may continue until 7.00 p.m.).
Statutory Instruments (Motions for approval) (without debate).
At the end of the sitting
Adjournment Debate: Local government financial settlement for Southend (Mr David Amess) (until 7.30 p.m. or for half an hour, whichever is later).

立法

一日の主要議事は、多くの場合、議案に関する討論、即ち、第二読会、報告段階、第三読会などです。委員会段階の議案が、常任委員会で検討されるのではなく、全下院議員によって検討される場合には、通常は議会の卓上に置かれている職杖が、卓の下に付けられた棚に置かれます。

討論

全ての討論が特定の制定法に関するものとは限りません。その日の重要事項に関する討論や、平議員が選挙区に関わる案件を取り上げる機会もあります。例を挙げると、毎日の議事の最後に、通常は30分程度の、延長討論の時間があり、普通は選挙区関連の事項に関して討論が行われます。

委員会

常任委員会及び特別委員会の会合が殆ど毎日もたれています。これらの委員会の大半は、一般に公開されており、誰でも参加できます。

Road Safety Bill
(AS AMENDED IN STANDING COMMITTEE A)

CONTENTS

1. Road safety grants.
2. Conviction (road) penalties.
3. Conviction (road) penalty points.
4. Conviction (road) penalty points by vehicle examination.
5. Goods vehicle operator licensing.
6. Public passenger vehicle licensing.

7. Licensing records.
8. Unlicensed and foreign drivers.
9. All drivers.

10. Personal penalty deposits.
11. Powers to require suspension of licence on ad hospital etc.
12. High risk categories, medical enquiries following disqualifications.
13. Revocation of licences for failure to allow 'specimens' to be tested.
14. Alcohol ignition interlocks.
15. Departmental period for section 14.

16. Penalty points.
17. Speed measurement equipment (new devices).
18. Demerit points from speed limits.

19. Increase in penalties.
20. Cameras, and in-vehicle, driving.



下院の刊行物

毎日の発言は、翌日、「ハンサード」の名で知られる正式報告の中で発表されます。

特別委員会報告と文書は下院文書として、議案は別の連番付けで発行されます。

政府は、(女王陛下の命による)勅令書として文書を国会に提出します。政策に関する声明(白書)の多くは、勅令書として出版されます。

これらの出版物の大半は、下院の職務及び議事通則に関するより詳細な情報と共に、国会のウェブサイト (<http://www.parliament.uk>) で見ることができます。その中には、議会の動向を知らせる週刊公報(Weekly Information Bulletin)も含まれています。



議員との連絡

議員は通常、自分の選挙区内の事柄だけに関与します。議員に問題を提起したい場合には、自分の居住する地域の選出議員に手紙で連絡を取る必要があります。選出議員の名前を知らない場合は、地域の図書館か、下院情報 オフィス(020-7219 4272)、あるいはインターネットの選挙区探知サービス(www.locata.co.uk/commons)にお問い合わせください。該当の選出議員名が判ったら、下院(House of Commons, London SW1A 0AA - 電話: 020-7219 3000)の該当議員の事務所に連絡して下さい。図書館では、議員が自分の選挙区で定期的に開く相談所の所在地の詳細も入手できるはずです。



House of Commons
Environment, Food and Rural Affairs Committee

The Draft Animal Welfare Bill

First Report of Session 2004–2005



特別委員会

政府の行政を審査するもう一つの方法は、省庁別の特別委員会を通す方法です。全政党の議員から構成されるこれらの委員会は、政府各省庁の支出、行政、政策を調べます。委員は、委員会に委託された権限の範囲内で、取調べを実施し、関係者から証言を得るために聴聞を行います。閣僚が委員会に出て答弁することもよくあります。特別委員会の報告では、概して、政府の取るべき行為が推薦されます。



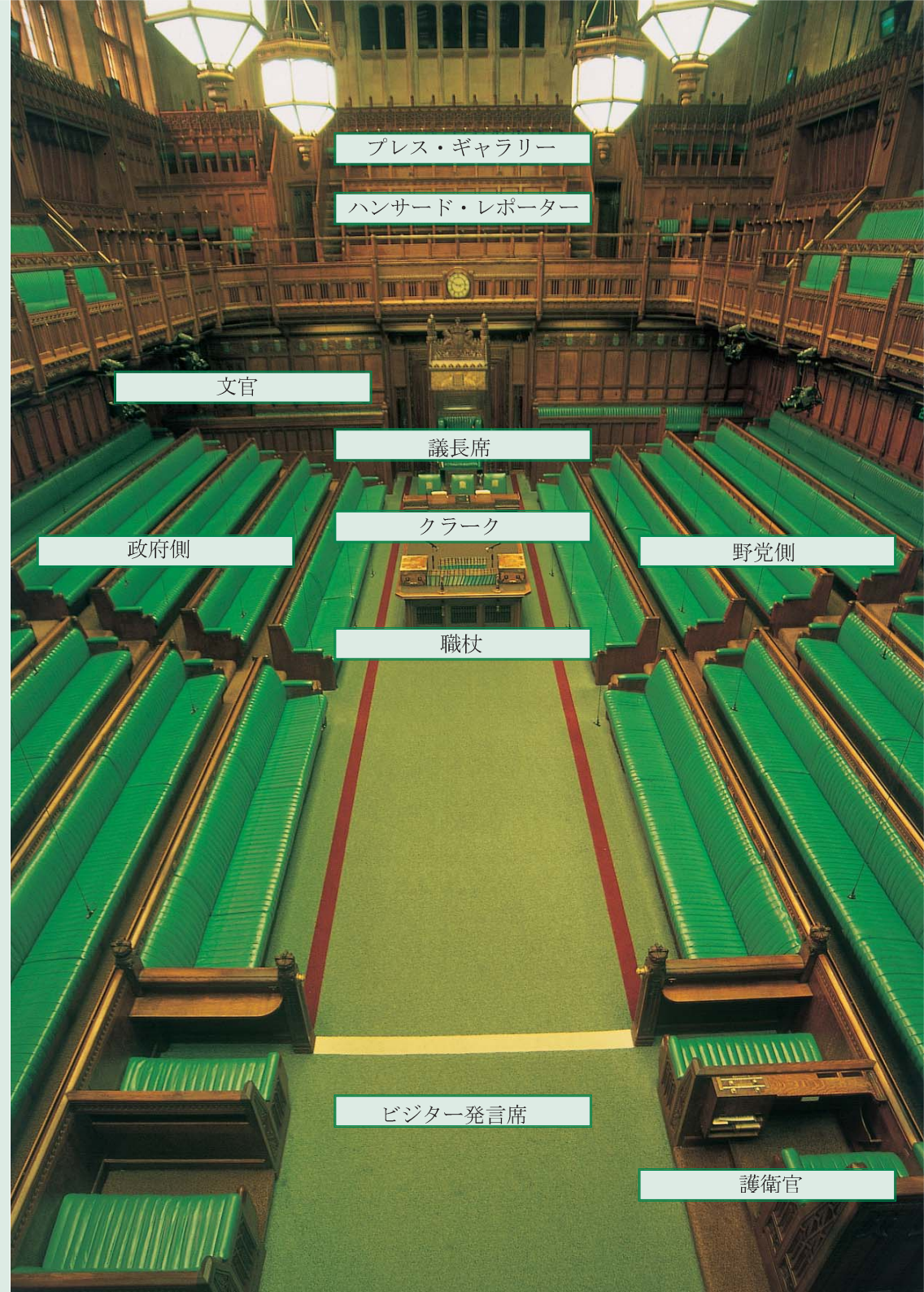
予算案（課税と歳出）の承認

政府は、政策実施のための財源として、課税を通して資金を調達する必要があります。政府は、毎年、大蔵大臣が「予算案」を発表する際に、課税政策を下院に提出します。提案された課税水準と、歳出案は共に下院の承認を得なければなりません。

討論規則

議長は、テーブル・オブ・ザ・ハウス（与野党議席の中央に置かれた卓）の端にある議長席に着きます。与党は議長の右側に、野党は議長の左側に着席します。討論の秩序を維持し、発言者を指名するのは、議長の責任です。指名を受けた議員は議長に対して発言し、他の議員を選挙区名で、閣僚は省庁名で呼ばなければなりません。議員は互いに「尊敬すべき...選出議員」とか、枢密顧問者には「尊敬すべき顧問官閣下」というように、極めて丁寧な言い方で呼び合います。同一の政党に所属している議員に対しては、通常「名譽ある同胞」と呼びかけます。習慣で、閣僚と野党のスポークスマン、スポークスウーマン（フロント・ベンチャー）のみが「ディスパッチ・ボックス（公文書送達箱）」と呼ばれる、テーブルの位置から話すことができます。

下院での討論は常に動議（「...勅命は承認されなければならない」とか「議案は二度審査されるべきである」など）に基づいています。討論の終わりに議長（討論が下院の場合はスピーカー、議案が委員会による審査段階の場合は委員長）が採決を提議します。その後下院の分割（投票）が行われます。議員は下院に隣接した「賛成」または「反対」ロビーを通り抜けるよう要請されます。結果は、テラーズ（投票計算係）が議長に報告します。



プレス・ギャラリー

ハンサード・レポーター

文官

議長席

クラーク

政府側

野党側

職杖

ビジター発言席

護衛官